

市民の皆様へ

社会福祉法人日向市社会福祉協議会  
会長 黒木正一  
( 公印省略 )

### 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の感染防止対策等について（通知）

本会においては、令和2年4月27日に『新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する日向市社会福祉協議会の方針等について』（以下、対処方針という。）を策定し、感染症拡大防止に努めてまいりました。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されます。国、宮崎県の感染防止対策方針等を踏まえ、本会の対処方針の適用を解除いたします。

対処方針適用解除後の対応としては、下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 解除日

令和5年5月8日（月）

#### 2. 解除に伴う主なポイント

- (1) 総合福祉センター（以下、センターという。）施設利用時の利用人数制限の解除
- (2) センター施設利用時の「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト及び同意書」の撤廃
- (3) センター内のマスク着用の自由化  
⇒マスク着用は主催者（施設利用者）の判断とします。

#### 3. センターにおける解除後の取り組みについて

- (1) 職員のマスク着用は、原則、個人の判断となります。
- (2) センター利用後の消毒作業は、廃止します。
- (3) 執務室内や相談室内のパーテーションの設置は、原則、廃止します。
- (4) センター来館者の検温や手指消毒用アルコールの設置は、原則、廃止します。

(文書取扱 総務課)

問合せ先

(福) 日向市社会福祉協議会  
事務局次長 黒瀬 大海  
TEL : 52-2572 FAX : 52-9562